

太田市告示第 8 4 号

太田市放置自動車等防止条例（平成 1 7 年太田市条例第 2 6 8 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、放置自動車を廃物認定したので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 2 日

太田市長 穂積 昌信

- | | |
|-------------|--------------------------------------|
| 1 放置場所 | 太田市金山町 38-12 市営駐車場 地内 |
| 2 放置自動車等の形状 | 別紙一覧のとおり |
| 3 廃物の措置 | 告示をした日から 15 日間経過した場合は、廃棄物として処理いたします。 |
| 4 連絡先 | 太田市役所産業環境部観光交流課
電話 0276-47-1833 |

別紙

No	メーカー・車種	種別	塗色	自動車登録番号標等・ 車体番号	写真
1	BMW	普通自動車	黒	群馬334せ46 WBA-AX52070JY62567 ※フロントナンバーは現在 取り外されている。	
2	スバル VIVIO	軽自動車	黄	群馬582え5118 KK3-156848 ※ナンバーは全て取り外さ れている。	